	□　②微弱無線設備 □　③同時申込の無線設備 □　④上記①～③以外の無線設備 ⑸　電波の発射範囲の確認 □　同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記⑷①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。
7　添　付　図　面	⑴　無線設備系統図 ⑵　空中線指向図
8　参　考　事　項	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～11　略］

12　６の欄は、次によること。

⑴　⑴は、第２条第１項第57号又は第57号の２に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第４号の８の８において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。

⑵　⑵は、申込設備に関し、１の欄から５の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第３章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付けること。

なお、第２条第１項第57号の２に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の２に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

⑶　⑶は、第２条第１項第57号の４に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第２号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。

⑷　微弱無線設備とは、電波法第４条第１号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。

⑸　同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。

［注１～11　同左］

12　６の欄は、次によること。

⑴　第２条第１項第57号又は第57号の２に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第４号の８の８において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。

⑵　１の欄から５の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第３章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第２条第１項第57号の２に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の２に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

⑶　第２条第１項第57号の４に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第２号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。

［新設］

［新設］